

住居表示を実施する区域及びその名称について

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第五条の二第一項の規定により、住居表示整備事業を実施するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づく本市内の町の区域及び名称の変更に係る案を、次のとおり公示する。

また、住居表示に関する法律第五条の二第二項の定めるところにより、この案に係る町の区域内に住所を有する者で、本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百四十六号）の定めるところにより、この公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。

令和8年10月15日

船橋市長 松戸 徹



- 1 住居表示実施予定区域 船橋市飯山満町一丁目の一部、飯山満町二丁目、飯山満町三丁目の一部、七林町、滝台町の一部および習志野台四丁目の一部
- 2 町の区域及び名称の変更 別図